

時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第一千七百十三號
明治廿三年七月十二日
舊曆庚寅五月二十六日(甲午)

月出午後二時五十分
浦瀬午後二時四十五分

日入午後六時五十七分
浦瀬午後一時二十一分

(西暦一千八百九十年)

御名	御翠
試補	二人
第二條 書記官長	二十人
第三條 書記官長	局中ノ分謀及職員ノ配置ハ書記官長之ヲ定ム
第四條 書記官長	書記官長ノ指揮監督ヲ承ク議事記錄ノ事務ニ從フ
第五條 職務	書記官長故障アルトキハ上席書記官其ノ職務

内閣總理大臣伯爵山縣有朋	勅令第百二十二號
第一條 索賄院事務局官制	書記官長
第二條 書記官長	二十人
第三條 書記官長	局中ノ分謀及職員ノ配置ハ書記官長之ヲ定ム
第四條 書記官長	書記官長ノ指揮監督ヲ承ク議事記錄ノ事務ニ從フ
第五條 職務	書記官長故障アルトキハ上席書記官其ノ職務

御名

御翠

試補

二人

二十人

局中ノ分謀及職員ノ配置ハ書記官長之ヲ定ム

書記官長ノ指揮監督ヲ承ク議事記錄ノ事務ニ從フ

書記官長故障アルトキハ上席書記官其ノ職務

二十人

局中ノ分謀及職員ノ配置ハ書記官長之ヲ定ム

書記官長ノ指揮監督ヲ承ク議事記錄ノ事務ニ從フ

二十人

内閣總理大臣伯爵山縣有朋

勅令第百二十二號

書記官長

二十人